

# 沖縄県中学校体育連盟表彰規程

**第1条** この規程は沖縄県中学校体育連盟（以下県中体連）のスポーツの発展に貢献し、その功績が顕著で、他の模範として推奨に値するものを表彰し、学校体育の強化、向上を図ることを目的とする。

**第2条** 表彰は団体と個人に対して行う。

- (1) スポーツ功労賞  
長年にわたり県中体連スポーツの発展に尽力し、その功績が顕著で推奨するに値する業績のあった者
- (2) 優秀学校賞  
県中体連加盟校で県中体連・九州中体連・(公財)日本中体連の主催する大会で第3条の事項に該当する成績を収めた学校
- (3) 優秀競技者賞  
県中体連加盟校に在籍する生徒で県中体連・九州中体連・(公財)日本中体連の主催する大会で第3条の事項に該当する成績を収めた者
- (4) 優秀指導者賞  
競技の者に対し、1年を越える指導歴を有して育成した選手が第3条の事項の成績を収めた者の指導者ただし第3条アについては、3年間の指導歴を有する者

**第3条** 表彰の基準は以下の通りとし、第2条(2)、(3)、(4)についてこれを適用する。

- ア 県大会で同一競技3年連続優勝またはそれに準ずる成績(準優勝1回)をあげたとき
  - イ 九州中学校体育大会で優勝したとき
  - ウ 全国中学校体育大会で3位以上の成績をあげたとき
- 2 本県に専門部はあるが、(公財)日本中体連主催の大会がない競技(空手道・テニス)については同一時期に開催された大会を中体連主催大会と同等の扱いとする。
  - 3 第2条(1)については、一回限りの受賞とする。
  - 4 第2条(2)については、学校において部活動として常時活動している者を対象とする。

**第4条** 表彰の対象は県中体連加盟校の教職員・部活動指導員・生徒および県中体連に登録された外部指導者を原則とする。

**第5条** 第2条に該当し表彰に値すると認められる者があった時は、当該地区中体連は所定の様式に必要な事項を記載し会長に提出する。

**第6条** 被表彰者の決定は評議員会が審議し会長が決定する。

**第7条** 表彰は会長が表彰状を授与して行う。

**第8条** 表彰は毎年秋季陸上競技大会当日に行う。ただし、秋季陸上大会が離島開催の場合は県駅伝大会で行う。なお生徒表彰については各学校にて行うものとする。また、特別に必要と認められた時は随時表彰を行うことができる。

- 附則**
- 1 この規程は昭和55年10月18日制定し、昭和55年4月1日から適用する。
  - 2 昭和63年7月9日一部改正(第2条(2)2ア)
  - 3 平成2年5月12日一部改正(第2条)
  - 4 平成13年5月18日一部改正(第2条、3条、4条、5条、6条、8条)
  - 5 平成14年5月10日一部改正(第3条)
  - 6 平成17年2月25日一部改正(第3条3・4の挿入)
  - 7 平成18年5月12日一部改正(第4条)
  - 8 平成23年2月25日一部改正(第2条(4)、3条2)
  - 9 平成29年3月3日一部改正(第8条)
  - 10 平成31年2月1日一部改正(第4条)